東京都立豊島高等学校(定時制課程)いじめ防止基本方針

平成27年 5月13日 校 長 決 定

- 1 いじめ問題への基本的な考え方
- (1) 未然防止:「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成
- (2) 早期発見:教職員全体によるいじめに関する情報の共有
- (3) 早期対応:いじめられた生徒及び知らせてきた生徒の安全を確保し、教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- (4) 重大事態への対処:関係機関、専門家等との相談・連携し、いじめられた生徒の安全の確保及び、落ち着いて教育を受けられる環境の確保

2 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関・関係者と の連携を図る。
- (2) 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- 3 いじめ防止等のための組織
- (1) いじめ防止対策委員会
 - ア設置の目的

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を置く。

イ 所掌事項

- ○いじめの未然防止
- ○いじめの早期発見
- ○いじめへの早期対応
- ○いじめに関する重大事態への対処

ウ会議

いじめ防止対策員会を毎月第4金曜日に開催し、情報の共有化を図る。なお必要案件が生じた際は、随時開催する。

工 委員構成

校長、副校長、生活指導主幹(主任)、特別支援教育コーディネーター担当教員、各学年主任、養護教諭 とする。なお校長が必要と認めた時は、当該担任、スクールカウンセラー、スクールサポーター等を加え ることができる。

(2) 学校サポートチーム

ア設置の目的

いじめに関する重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、東京都教育委員会及び関係機関と連携し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 所掌事項

- ○いじめへの早期対応
- ○いじめに関する重大事態への対処

ウ会議

各学期1回開催する。なお、緊急の場合は校長が適時召集する。

工 委員構成

「いじめ防止対策委員会」委員に加え、当該担任、スクールカウンセラー、スクールサポーターを構成員とする。なお校長が必要と認めた時は、所管警察署の少年係、児童相談所職員等を構成員に加えることができる。

4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組-「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成
 - ア 始業式、終業式、全校集会を通じて全生徒へ「いじめ防止」の働きかけを行う。
 - イ 各学期1回、HRや学年集会で、「いじめ問題に対応できる力を育てるために-いじめ防止教育プログラム-」(平成26年2月 東京都教育委員会)を活用した授業を実施する。
 - ウ 第1学年「総合的な学習の時間(社会参加)」において、適宜いじめ防止に関する学習活動を実施する。
 - エ 各学期に、スクールカウンセラー等を活用した、いじめ防止に関する校内研修を実施する。
 - オーセーフティ教室への保護者の参加を強く呼びかける。
 - カ 欠席が続く生徒の家庭連絡(家庭訪問を含む)を確実に行う。
- (2) 早期発見のための取組ー教職員全体によるいじめに関する情報の共有
 - ア 各学期初めに面談週間を実施し担任と生徒の人間関係を強固にするとともに、生徒のかかえている状況 等を把握する。また共通の聞き取り項目を設定し情報収集につとめる。
 - イ 年度当初にカウンセリングルームの利用方法等を全校生徒に周知し、利用しやすい環境整備をはかる。 また、入学式当日の保護者会や他の機会を通じて、保護者へも周知をはかる。
 - ウ 自己実現及び他者理解を題材に、スクールカウンセラーによる特別授業を年度当初はHR毎、2学期・3学期は全校生徒に対して実施する。さらに入学当初スクールカウンセラーとの全員面接により相談を身近なものとするとともに、担任間との情報交換の一助とする。
 - エ 全教員による校内巡回を実施し、生徒の状況把握に努める。
 - オ 「教育相談推進員会」を母体とした「いじめ防止対策員会」を定期的に開催し情報の共有を図る。また 危惧される事項に関しては企画調整会議及び職員会議にて報告し全教職員でその内容を共有する。

- (3) 早期対応のための取組ーいじめられた生徒及び知らせてきた生徒の安全を確保し、教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
 - ア 「いじめ防止対策員会」の委員を教員の相談窓口とし、相談があった場合は至急「いじめ防止対策委員 会」を招集し対応策を検討、全教職員に周知する。
 - イ いじめに係る相談を受けた場合は、当該学年・生活指導部を中心にすみやかに事実の有無の確認をする。
 - ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・ 保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - エ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図り、 教職員やスクールカウンセラーとの面談をおこない心の安定をはかるとともに、状況に応じて一定期間別 室登校等の措置をする。いじめを知らせてきた生徒についても同様の対応を視野に入れる。
 - オ いじめた生徒に対し、毅然とした態度で一定期間指導を実施する。また別室等において学習を行わせる 措置も視野に入れる。
 - カ いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。同調 している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為でであることを理解させるよう指導する。
 - キ 臨時保護者会を開催し情報の共有をはかるとともに、いじめに対する学校の姿勢を再度示す。当事者間 においては、争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置をする。
 - ク 東京都教育委員会への一報とともに、東京都教育相談センター、児童相談所、所管する警察署少年係等 関係諸機関との連携をはかる。
- (4) 重大事態への対処-関係機関、専門家等との相談・連携し、いじめられた生徒の安全の確保及び、落ち着 いて教育を受けられる環境の確保
 - ア いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図り、 教職員、スクールカウンセラー及び、東京都教育相談センターの心理士に依頼し、面談等による心の安定 をはかる。さらに一定期間別室登校等の措置をする。いじめを知らせてきた生徒についても同様の対応を 視野に入れる。
 - イ いじめた生徒に対し、毅然とした態度で指導を実施する。
 - ウ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう強く指導する。 同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為でであることを理解させ、毅然とし た態度で指導を実施する。
 - エ 東京都教育委員会へ報告の上、所管する警察署少年係に通報するとともに、東京都教育相談センター、 児童相談所等の関係諸機関と連携をはかる。
 - オ 臨時保護者会を開催し、情報を共有し、学校の指導方針を周知する。
 - カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、東京都教育委員会が行う調査への協力、報告 をおこなう。

5 教職員研修計画

- (1) 1学期-「人権プログラム(学校教育編)」(東京都教育委員会)の"人権侵害である「いじめ」を許さない"を活用した校内研修を実施。
- (2) 2学期-スクールカウンセラーを活用し、教育相談等の手法について校内研修を実施。
- (3) 3学期-「いじめ問題に対応できる力を育てるために一いじめ防止教育プログラムー」(平成26年2月 東京都教育委員会)を活用した事例研究を実施。また、年度を振り返るため、PDCAサイクルの手法を 活用した校内研修を実施。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 入学式当日に開催する1年生保護者会において、カウンセリングルームの利用方法、いじめに対する学校の姿勢を周知する。
- (2) 各学年の保護者会、PTA役員会において、いじめに対する学校の姿勢を再度周知するとともに保護者 との情報の共有を図る。
- (3) 授業公開・行事への参加や学校通信等を通じて情報を発信することで、保護者が学校を身近に感じるようにする。
- (4) セーフティ教室への出席を推進し保護者への啓発の一助とする。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会を通じ、地域との連携をはかりいじめ防止に対する意見交換を実施する。
- (2) 学校近隣のコンビニエンスストア等に定期的に赴き情報収集に努めるとともに、行事等に来校いただくことで連携を深める。
- (3) スクールサポーターと定期的に情報を交換するとともに、所管の警察署少年係に定期的に赴き情報共有することでより連携を深める。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 保護者への郵送、近隣住民宅への訪問等をすることで学校評価アンケート回収数を増やし、結果の精度を上げる。
- (2) 学校運営連絡協議会協議員に授業公開、行事等への参加を強く依頼し、日常の学校状況を見ていただいたうえで、ご意見を集約する。
- (3) 学校評価アンケートの結果及び上記(2)のご意見を踏まえ、評価委員会で分析し学校運営連絡協議会で検討し提言のうえ、改善の足掛かりとする。